

平成27年矢巾町議会定例会7月会議目次

議案目次	1
第1号 (7月23日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	6
○請願・陳情等	6
27請願第5号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と 廃案を求める請願	
27要望第2号 消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価改定につ いて	
○報告第8号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告につ いて	7
○報告第9号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告につ いて	8
○議案第47号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について	9
○議案第48号 矢幅駅前地区複合施設再生可能エネルギー導入工事請負契約の締 結について	13
○議案第49号 矢巾町民総合体育館耐震補強工事請負契約の締結について	14
○議案第50号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第3号)について	16

○発議案第14号	いじめ対策調査特別委員会の設置について	29
○閉議		31
○署名		33

議 案 目 次

平成 27 年矢巾町議会定例会 7 月会議

1. 請願・陳情等
 - 27 請願第 5 号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める請願
 - 27 要望第 2 号 消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価改定について
2. 報告第 8 号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について
3. 報告第 9 号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について
4. 議案第 47 号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 48 号 矢幅駅前地区複合施設再生可能エネルギー導入工事請負契約の締結について
6. 議案第 49 号 矢巾町民総合体育館耐震補強工事請負契約の締結について
7. 議案第 50 号 平成 27 年度矢巾町一般会計補正予算（第 3 号）について
8. 発議案第 14 号 いじめ対策調査特別委員会の設置について

平成27年矢巾町議会定例会7月会議議事日程（第1号）

平成27年7月23日（木）午前10時開議

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情等

27請願第5号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める請願

27要望第2号 消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価改定について

第 4 報告第 8号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について

第 5 報告第 9号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について

第 6 議案第47号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第48号 矢幅駅前地区複合施設再生可能エネルギー導入工事請負契約の締結について

第 8 議案第49号 矢巾町民総合体育館耐震補強工事請負契約の締結について

第 9 議案第50号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

第10 発議案第14号 いじめ対策調査特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
8番	藤原梅昭	議員	9番	川村農夫	議員
10番	山崎道夫	議員	11番	高橋七郎	議員
12番	長谷川和男	議員	13番	川村よし子	議員

14番 小川文子 議員
16番 藤原義一 議員
18番 廣田光男 議員

15番 藤原由巳 議員
17番 米倉清志 議員

欠席議員（1名）

7番 昆 秀一 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋昌造 君	副 町 長	伊藤清喜 君
総務課長	山本良司 君	企画財政課長	川村勝弘 君
税務課長 兼会計管理者	佐藤健一 君	生きがい推進 課 長	菊池由紀 君
住民課長	村松康志 君	農林課長 兼農業委員会 事務局 長	高橋和代志 君
道路都市課長	菅原弘範 君	区画整理課長	藤原道明 君
商工観光課長	浅沼 仁 君	上下水道課長	吉田 孝 君
教育委員長	松尾光則 君	教 育 長	越 秀 敏 君
学務課長	立花常喜 君	社会教育課長	山本 功 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美 君	係 長	藤原和久 君
主 事	渡部 亜由美 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまから平成27年矢巾町議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、7番、昆秀一議員は、身障者の対策会議出席のため欠席する旨の連絡がありました。通告がありました。

これより7月会議を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入るに先立ちまして諸般の報告をします。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 平成27年矢巾町議会定例会7月会議が開催されるに当たりまして、廣田議長さんを初め議員各位のお許しを賜り、発言の機会をいただきましたので、改めておわびを申し上げます。

今月5日に矢巾北中学校2年生の村松亮君の尊い命を救うことができなかつたことは、返す返すも残念でなりません。亮君のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様方に謹んでお悔やみを申し上げます。このようなことは二度と起こしてはならず、学校現場、そして教育委員会と一体となり、全容を解明し、真相を明らかにし、生徒の皆さんが一刻も早く今までどおりの学校生活が送れるよう再発防止と失われた信頼の回復に全力で取り組んでまいり所存であります。

町民の皆さんを初め議員各位に大変なご心配とご迷惑をおかけいたしておりますことに対しまして、心より深くおわびを申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

○議長（廣田光男議員） 以上をもって行政報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

4番 高橋安子 議員

5番 齊藤正範 議員

6番 村松信一 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の7月会議の会議期間は、7月16日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、7月会議の期間は、本日1日と決定しました。

日程第3 請願・陳情等

27請願第5号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」
の撤回と廃案を求める請願

27要望第2号 消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価
改定について

○議長（廣田光男議員） 日程第3、請願・陳情等を議題とします。

7月22日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情などは、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。27請願第5号 「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の撤回と廃案を求める請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により総務常任委員会に、27要望第2号 消費税増税に伴う養護老人ホームの措置費の単価改定につきましては、会議規則第92条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、27請願第5号につきましては、総務常任委員会に、27要望第2号は、教育民生常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

日程第4 報告第8号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分
の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、報告第8号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、専決処分書の朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第8号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について提案理由の説明を申し上げます。

発生した事故は、場所は盛岡市中ノ橋通一丁目5番、三井のリパーク駐車場で職員が公用車を後退して駐車しようとした際、駐車中の車両に接触したことによる車両損傷事故であります。相手方の主な車両損傷状況は、前方バンパー及びナンバープレートの損傷で修理期間の代車レンタル料、9日間も修理代に含まれているところであります。車両損傷に係る賠償金については、一般財団法人、全国自治協会自動車損害共済で行っており、全て職員の過失との保険会社の査定から、相手方の車両修理代金、総額24万7,057円を支払うものであります。職員による公用車の運転については、安全運転の励行を徹底し、再発防止に努めてまいり所存であります。

なお、この専決処分に関しましては、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定に基づき行ったものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 相手車両の修理状況はわかりましたけれども、当該車両の損傷と、

その修理費等はあったのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

公用車の部分の修理状況でございます。こちらにつきましては、修理代、こちら金額2万8,026円、これが修理代としてかかっておりまして、破損と申しますか、状況につきましては、公用車後ろの左側の、こちらの部分のこすった車体の部分、こちらの修理分というふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 本事案は、ことしの4月16日に発生しておりますけれども、3カ月前ということでございまして、いわゆる前町長の時代の事件かと思われませんが、遅く出てきたといいますか、今出てきたという時間的なタイムラグといいますか、それについてお考えをお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

事故発生日時につきましては、記載のとおりでございますけれども、これに伴います車両保険等の査定含めまして、相手方示談、取り交わす内容のお互いの了承という形の中で時間を経過したということでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第8号を終わります。

日程第5 報告第9号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分
の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第5、報告第9号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、専決処分書の朗読は表題のみとさせていただきます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第9号 自動車事故に係る損害賠償請求事件に関する専決処分の報告について提案理由の説明を申し上げます。

発生した事故は、場所は町道西部開拓線の和味第1地割大堤付近で冬期間の道路の凍結などによりできた道路損傷箇所自動車走行中、穴ぼこに入ったことによる車両損傷事故であります。主な車両損傷状況は、車両前方左側のタイヤのパンク及びタイヤホイールが損傷したものであります。車両損傷に係る賠償金については、全国町村会総合賠償保障保険で行っており、過失割合が相手方に30%あるとの保険会社の査定から車両の修理代金、総額8万6,823円の70%に当たる6万776円を支払うものであります。

示談の締結がおくれた理由につきましては、保険会社から過失割合が提示されましたが、相手方が納得せず、代理人弁護士との交渉を進めてきたことによるもので、その結果、当初提示された過失割合で示談が成立したものであります。道路の凍結に伴う道路損傷に関しましては、本町を含めた積雪地帯において発生しやすい事例であります。このような事故を未然に防止するよう、今後道路パトロールの充実や早期の補修等に意を配してまいりたい所存であります。

なお、この専決処分に関しましては、地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定に基づき行ったものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第9号を終わります。

日程第6 議案第47号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第47号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第47号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

国が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法を制定したことに伴い、ことし10月以降にマイナンバーをお知らせする通知カードの交付、平成28年1月からは、申請により顔写真入りの個人番号カードの交付が順次開始されることとなります。国では、その交付に当たり、現段階では通知カード及び個人番号カードの初回交付に係る手数料については、当面の間、無料としておりますが、紛失等により再交付を必要とする場合には、通知カードは500円、個人番号カードは800円を手数料として徴収できる旨提示をいたしているところであります。

また、マイナンバー法施行により住民基本台帳法が改正になり、平成28年1月に住民基本台帳カードの交付が廃止されることになっております。これらのことから矢巾町手数料条例について、マイナンバー法に伴うカードの再交付手数料を新たに規定し、あわせて廃止となる住民基本台帳カードに関する部分を削除する一部改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今町長の説明では、当面の間無料ということですが、当面の間というのは、どのくらいのことでしょうか。その後のことなのですか、どのように試算、住民負担とか町負担、どのように試算されているのかお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当面の間というのは、現在わかっている時点では、今年度と来年度、国は新規のカード作成に関しまして国費を充てて無料にするということで、それ以降につきましては、有料にな

るかどうかはまだ定かではないというような情報を得ております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 住基ネットなのですけれども、今までの利用と、それから住基ネットの利用、料金が今まで値上げされていたように記憶しておりますけれども、町の持ち出しという部分と個人の持ち出しはどのくらいになっているのか、それを試算していましたら聞きます。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 住基ネットにつきましては、500円で再交付をしてきたところでございます。これは、あくまで町のほうでそのカードを購入しております、そして必要な方が窓口いらしたときに、写真などを撮りながら交付しているものでございます。これにつきましては、住基ネットにつきましては、マイナンバーカードとは同時に持つことができませんので、マイナンバーカードに切りかえた場合には、住基ネットは返していただくこととなりますけれども、もしマイナンバーカードに移行しないで住基ネットをそのまま期限まで使いたいというような方があった場合には、それはその期限までは有効であるというふうに国からのほうの指示が来ているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 住民負担のところでは、例えば学生とか、それからこちらから出稼ぎに行っている方たちは、あちらの市役所とか、いろんなところで使うときには、あちらで支払うような形で写真をこちらで撮って、そしてお金を800円払って、そしていくわけです。そしてまたあちらでもお金かかる、そういうふうな何重にも住民負担にはなるわけですね、そのところをちょっと教えてください。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） このマイナンバー制度につきましては、10月5日に住民記録がある市町村がその情報を国のセンターがありまして、全国の情報を統括して集めているセンターがあって、そこで各こちらからの住基の情報がいった市町村にそのカードが送られてくるものでございます。そのときに同時に、マイナンバー、それは通知カードというもので厚紙で写真も何もないものでございます。そしてそのときに同時に、マイナンバーカードの交付

申請書というものも同封されてまいりまして、それでマイナンバーカードを取得したいなという方は、それに必要事項を記載し、また国に送り返すと。すると国のほうでは、それを調整しましてマイナンバーカードがその市町村に送られてきますので、一つの自治体で完結するわけでございます。ですので、よそに住んでいてということがありますけれども、あくまで住民基本台帳があるところでそういう処理をしていくことになりますので、ダブるということとはございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論に入ります。討論ありますか。

13番、川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 住基ネットの一部改正ということですが、このマイナンバー制度は、国民の各種個人情報をこの間の年金不正のところもあって、個人情報が流れるシステムと私は考えております。この個人番号によって結びつき、活用するという今の答弁ですが、また国でも結びつきを活用して行政の制度、国、個人の情報を管理するという制度ですが、利便性が強調されておりますけれども、今後犯罪とかにも利用される危険性があると私は考えております。やはり後は国民の負担、町民の負担にも大きく関与すると考えています。その第一がプライバシーが侵害されるということ、後はひとり暮らしのお年寄りを初め、いろんなことで犯罪をそれが常識化させる可能性があります。

それから、2番目として共通番号システム、初期の投資は国では3,000億円ということですが、町でも負担が今は町では負担はないということですが、2年後からは負担が維持費とかかかるわけですが、人件費とか。それで新たな国民負担も求められると考えています。今回は、住基ネットからマイナンバー制度になって300円の手数料が値上げされております。

それから、3番目は、税や社会保障の分野で徴収強化や社会保障見当の削減の手段とされやすいと思っております。そういうことで私は反対をします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第47号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することについて賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第47号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第48号 矢幅駅前地区複合施設再生可能エネルギー導入工事
請負契約の締結について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、議案第48号 矢幅駅前地区複合施設再生可能エネルギー導入工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第48号 矢幅駅前地区複合施設再生可能エネルギー導入工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本町では、平成24年度から岩手県再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業を活用し、公共施設への太陽光設備の導入を推進しており、矢幅駅前地区複合施設への設置は、本町では11番目の施設の導入となります。主な工事の内容は、太陽電池20キロワット、容量31.2キロワットアワーの蓄電池及びパワーコンディショナーを設置し、施設1階のラウンジ、プロムナード、事務室、トイレの約412.9平方メートルの範囲に非常用電源を供給する施工となっており、節電効果と安全な避難場所としての役割を担う施設となるものであります。

入札執行は、指名競争入札として6月25日付で岩館電気株式会社、岩手電工株式会社、向洋電機株式会社、株式会社興和電設、株式会社富士電業社、南部電気工事株式会社、有限会社東北電気設備工事、相光電気株式会社、以上8社を指名し、7月16日、午前10時30分から入札を執行した結果、株式会社興和電設が一金4,250万円で落札し、この金額に8%の消費税

を加算した金額、一金4,590万円での契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。議案第48号 矢幅駅前地区複合施設再生可能エネルギー導入工事請負契約の締結についてを起立により採決をします。

本案は原案のとおり決することについて賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、議案第48号 矢幅駅前地区複合施設再生可能エネルギー導入工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第49号 矢巾町民総合体育館耐震補強工事請負契約の締結について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、議案第49号 矢巾町民総合体育館耐震補強工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第49号 矢巾町民総合体育館耐震補強工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、平成25年度に実施した耐震診断により、耐震強度が文部科学省の基準値より低

いという結果が出たことから、学校施設環境改善交付金を導入し、耐震補強工事を行うものであります。主な工事内容は、体育館等については、ステージ上部の屋根プレス補強工、柔剣道場等については、置屋根小屋裏の鉄骨補強工、体育館と柔剣道場との間の接続廊下については、鉄骨及び躯体の補強工と、それに伴う内外装の解体、撤去、新設の施工をするものであります。

入札執行は、指名競争入札として6月1日付で大伸工業株式会社、株式会社タカヤ、樋下建設株式会社、東野建設工業株式会社、株式会社平野組、菱和建设株式会社、橘建設株式会社、タカヨ建設株式会社、以上8社を指名したところ、株式会社平野組が辞退され、7社により6月18日、午前8時54分から入札を執行したところ、予定価格に達せず、不調に終わりました。この結果に伴い、積算単価を最新のものに変更、さらには施工方法の再検討と、設計の見直しを行い、6月25日付で前回入札指名業者を再度指名したところ、株式会社平野組が辞退され、7社により7月16日、午前10時41分から入札を執行した結果、タカヨ建設株式会社が一金5,400万円で落札し、この金額に8%の消費税を加算した金額、一金5,832万円で契約の締結を行うものであります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番、藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ちょっと2点確認したいのですが、1点目は、工事期間はいつからいつまでなのかちょっとお伺いします。

それから、工事中の体育館の使用状況、その辺のところをもし使用状況に支障があれば、その辺の内容を含めてお願いします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目の工事の期間でございますが、着工は議決後1週間以内の着工というようになってございます。それで工事の最終日、工事期限でございますが、平成28年2月1日を工期としてございます。

2点目でございますが、今回の工事による影響、支障はないかということでございますが、もちろん利用に支障がないように進めてまいる予定でございます。ただ、体育館の、いわゆ

る体育室のステージ部分でございますが、このところにつきましては、約2カ月間ほどは、その工事の関係でステージが使えないという状況になります。このところにつきましては、その利用については、体育館のほうとも連携をとりながら極力支障のないように進めたいと思っておりますが、今のところ特段利用する皆様方に影響があるとすれば、その体育館のステージの2カ月間の期間ということになろうかと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

菊池生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（菊池由紀君） それでは、今の関連でございますが、矢巾町の敬老会を9月20日に開催予定としております。それにつきましては、例年体育館を利用しておりましたが、このような工事が行われるということですので、高齢者の皆様、75歳以上の方を対象といたしますので、やっぱりより安全にということを配慮いたしまして、トイレまでの動線が長引くことに理解しましたので、これにつきまして体育館の利用を断念いたしまして、より安全にということを視野に入れまして見当し、田園ホールで開催予定としておりますので、その旨はつけ加えて説明いたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第49号 矢巾町民総合体育館耐震補強工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、議案第49号 矢巾町民総合体育館耐震補強工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第50号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第9、議案第50号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第50号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、13款国庫支出金に放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金、15款財産収入に立竹木売払収入、19款諸収入に総合賠償保障保険金を新設補正し、19款諸収入の建物及び車両共済金、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正とするものであります。

次に、主な歳出については、2款総務費の一般管理事業、6款農林水産業費の農業振興総務事業、7款商工費の自然公園管理運営事業、8款土木費の道路維持事業、10款教育費の矢巾町公民館維持管理事業、11款災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,443万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして、議案第50号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の詳細について説明をさせていただきます。

なお、説明に当たりましては、款、項、目、補正額、摘要の順に説明をさせていただきます。

11ページをお開き願います。歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金137万1,000円、節に参りまして放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金同額、説明欄のとおりでございます。

15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入51万8,000円、節に参りましてその他不動産売払収入同額、説明欄記載のとおりでございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,830万4,000円、節に参りまして財政調整基金繰入金同額、説明欄のとおりでございます。

19款諸収入、4項雑入、1目雑入30万7,000円、節に参りまして雑入同額、説明欄記載のとおりでございます。

15ページをお開き願います。歳出に入ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費30万8,000円、節に参りまして補償、補填及び賠償金同額、説明欄記載のとおりでございますが、先ほど報告にありました2件の車両事故の補償金ということになります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費274万5,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございますが、これにつきましては、汚染のほだ木、約1万1,300本の処理と搬送費ということになります。

7款商工費、1項商工費、5目自然公園施設費158万9,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費4,866万5,000円、節に参りまして工事請負費同額、説明欄記載のとおりでございますが、これにつきましては、西部開拓線、非常に道路損傷が激しくなっておりまして、そのうちの2カ所を補修工事するというものでございます。

ページを返していただきまして、16ページ、10款教育費、4項社会教育費、2目公民館費395万3,000円、節に参りまして需用費98万8,000円、備品購入費296万5,000円、説明欄記載のとおりでございますが、これにつきましては、公民館、特に大研修室の音響設備等の修繕を行うということに予定をいたしております。

11款災害復旧費、2項公共施設土木災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費324万円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございますが、ただいま南昌山線、災害復旧工事をいたしておりますが、その一部につきまして土質等の測量調査が必要になったということで計上いたしております。

以上をもちまして議案第50号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の詳細について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりました。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 15ページ、これの農林水産業費のほだ木の処理なのですけれども、これ具体的な処理内容とスケジュール、もしあればお聞かせ願いたいのですが、それが1点と。

それから、道路補修の件なのですけれども、先ほども穴ぼこで事故があったという報告があったわけなのですけれども、今の道路パトロール、これがどのような形で行われていて、そののところで問題というか、調査があった場合に、どのような形でその報告があつて、それをどういうその後の処理、スケジュール、その辺どうなっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（廣田光男議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 1点目のご質問にお答えいたします。

まず今後のスケジュール的な部分でございますが、まず6月15日に皆様のほうにこの経過につきましてお話し申し上げたわけでございますが、今現在は基準値を超えた原木につきましては、各農家、7戸になりますけれども、それぞれ保管している状況になっておりました。それで今回この処理予算の部分につきまして審議をいただきまして決定いただいた後でございますけれども、関係する部署の部分につきまして説明会を開催する予定になっておりました。この部分につきましては、実は矢巾町の部分がありますけれども、紫波町の部分もございますので、両町に関係するものがございますので、その日程調整を踏まえつつ説明会を開催した後、そしてそれを経て環境施設組合のほうに25年度と同様に、それぞれ組合のほうの実際の処理スケジュールもあるわけでございますけれども、それを調整しながら焼却処理をしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、第2点目の道路補修に係るパトロールの件でございますが、今のパトロールの状況につきましては、当課のほうでパトロールする部分はもちろんです。春先から徳田、煙山、不動地区に分けて業者さんにパトロール及び補修の依頼をしております。その中で例えば穴ぼこがあつたり、あるいは附属するデリネーター等が破損しているよということがあれば、こちらのほうに報告が上がりますけれども、そうい

った維持補修の中で対応できる部分については、速急に対応していただいております。それで特にも補修材につきましては、材料を町のほうで確保しておりましたので、そちらのほうから大型車庫等のほうから持参していただいて、それぞれ業者さんのほうで補修をしていただいているというふうな状況です。

それから、ちょっと維持補修では対応できない部分に関しましては、その部分をチェックしていただきまして、いずれ予算を確保した以降でないと修理できないという部分につきましては、ちょっとその部分については状況を確認をして、適宜補正等で対応していきたいということで考えております。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

8番、藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ちょっと関連なのですけれども、その穴ぼこの補修なのですけれども、ちょっと私も何件か気がついているところあるのですけれども、よく整備しないと、また同じような事故が発生しかねないので、ちょっと自分たちで気がついた部分もあるでしょうし、あるいは指摘されたところ、町民から指摘されたり、そういうところを含めて早急に対応してほしいなど、こういうふうに思います。お願いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど言いました業者さんがパトロールする部分、それからうちのほうで確認する部分、それから今お話のありましたとおり、住民の皆さんからやっぱりこういうところが穴ぼこになっていますよという部分の問い合わせ等が来ておりますので、そういった部分を含めながら対応しておりますけれども、いずれうちのほうでもわからない部分というのが、やっぱりまだあると思いますので、いろいろ情報を提供していただきまして、やっぱり危険な部分に関しては対応、すぐ必要な部分については対応していかなければならないという考え方でおりますので、そういった情報提供についてもよろしく願いできればというふうに考えております。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3点についてお伺いします。

まず第1点目は、先ほど藤原梅昭議員が質問したところの農林水産業の答弁のところでは木の焼却のことなのですけれども、環境施設組合で焼却するという事に答弁されましたけれども、この焼却するということを私は問題にしたいと思うのですけれども、内部被曝の問題で放射能は、現在の環境施設組合についているバグフィルター、高溶融炉のバグフィルターでは放射能を全部キャッチできないということで焼却すれば、全体的に町、全体的に風に飛んでどこに行くかわからない、そしてホットスポットという形で体内に入るかもしれない、そういう危険性がありますので、私は焼却しないで各農家、今7軒、困っているかもしれないのですけれども、そのところで土地のところに土に埋めるとか、そういうことは話し合われたのかどうか、そこをお聞きします。

私は……

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員、途中ですが、質問は簡潔にして、3点質問する予定でしょうから、簡潔にお願いします。

○13番（川村よし子議員） それから、2点目は、7番の商工費のキャンプ場の問題なのですけれども、そのキャンプ場の木を切った赤松とか、いろいろ切ったのですけれども、そのことを近所の山崎さんとか、田村さんとか、いろいろ近所に住んでいる方たちから聞いたら、いろんな情報が集まりました。そして今までカラスが住処にしていたようだけれども、本当に切ってもらってよかったと、明るくなったと、開けたと、そういう評価をいただきました。ですので、今後の計画というのが、やはりあそこはオートキャンプ場にはならないと思うのですけれども、西部開発というか、これからの町民の憩える場にする計画というのほどのように考えているのか、それが2点目です。

それから、3点目は、まず2点目をお願いします。

○議長（廣田光男議員） だからまとめて一、二点にしてください。次もまた受け付けますから、よろしくどうぞ。

高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 1点目のご質問にお答えいたします。

まず考え方といたしましては、この焼却の部分につきましては、ガイドラインの関係でございますが、放射性物質により汚染された焼却物等の焼却処分等に関するガイドラインということで出されておるわけでございますが、この分につきましては、当然ながら焼却基準も示されております。それでこのガイドラインに基づきまして焼却の部分第一義的な形の中

では進めるようにというふうなことにさらされておるわけでございまして、これを踏まえた形の中で過去の話になりますが、25年度も同様にこの原木ほだ木の部分につきまして焼却させていただいた経緯がございました。

そこで一番ご心配なさっていらっしゃる、誰もが心配されるわけでございまして、放射性物質の関係、空間線量なり、そういったふうな部分になるわけでございまして、この25年度に焼却した際につきましても、毎回、毎月、それぞれ空間線量なりあるいは放射性物質の調査結果につきましても、広報では、皆様に町民の方々にお示ししたわけでございまして。それでこの中の部分につきましても、エリア内の、その当時でございましてけれども、空間線量の部分につきましても、一つの国の許容基準という部分につきましても、0.23シーベルトということになっておりましたが、大体全体的な形の中では0.32とか、そして例えば盛岡、乙部地内になるわけでございましてけれども、そちらのほうの部分につきましても0.03、東徳田自治会内につきましても0.02ということで基準値よりはずっと下回っている結果になっておりました。

これが1つの安全であるという部分の指標になるわけでございまして、そしてまた、今度は実際に処分された灰の部分でございましてけれども、スラグ、メタル関係、それぞれ固定物が出るわけでございまして、それらにつきましても、1回だけ、25年7月に14ベクレルということを出ておまして、それ以外は不検出ということになっておりました。この部分の基準値は100ベクレル以下ということになっておりますので、まずほとんどないという実績になっております。そしてまた今度は処理水のございまして、この最終処分の処理水のございまして、基準は1ベクレル以下ということになっておりますが、この部分につきましても、不検出が2回ありましたけれども、0.056から0.12とか、それぞれありまして、ずっと平均いたしますと、0.08ということになっておまして、この分につきましても基準値以下となつてございまして、だからいいとは言いませんが、一つの指標といたしましては、このような結果が出ているという部分でございまして。

次に、1点目の2つの質問でございましてけれども、今の農家の方々がその場所に持って埋設処分ということも話があったわけでございまして、まず繰り返しになりますが、一つの県のガイドラインの部分につきましても、焼却をベースにしておるわけでございまして。仮に埋設ということになった場合でございまして、今度は同じような形の中で長期的な、まず半減期が30年と言われているわけでございましてけれども、そういったふうな管理の部分も出てまいります、現実的な問題といたしまして。それでその埋設の部分につきましても、当然地下

水の関係も想定したとすれば、きちんと漏れないような形で防水処理をしなければならないわけでございまして、仮にそれをやるといたしますと、個人負担といたしましては、今回の該当者の方々に一番少ないのが700本なわけでございますが、この方の分につきまして地中埋設、2メートルということで想定した場合には、約85万円まづかかります。それで多い方につきましては、3,000本あるわけでございますが、360万円になって、総体的な金額もかなり高額になりまして、こういったふうな補助制度的なものもないというふうなこともございませぬ。これはちょっと蛇足になったわけでございますけれども、いろいろな形の中で勘案した形の中で農家の方々から何とか焼却をお願いしたいというふうな要望がありまして、それで前段言いましたように、過去の例と倣って進めたいということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 答弁者にお話します。簡潔に答弁をお願いします。

浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） それでは、2点目の質問にお答えいたします。

まずその前に、町営キャンプ場の予算につきましては、今回補正で上げさせていただいております。こちらにつきましては、6月12日の全員協議会でご協議いただいた内容ございまして、議員さんご指摘のありましたところで私のほうの勇み足もありまして、本日このような補正ということになりました。議員の皆様には、ご心配、それからご指導いただきました。ありがとうございます。今後協定書、それから財政規律等を重視しまして、また整備を進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導よろしくをお願いいたします。

それでは、お答えいたしますけれども、今後のキャンプ場等の計画ということでございませぬが、ただいま第7次総合計画策定中ございませぬ。その中で観光分野もいろいろ委員の皆様からご意見等いただいております。やはり矢巾町は西部地区が観光の目玉というふうにございます。南昌山の登山道もことしの秋には完成するというございませぬし、ぬさかけの滝、それから城内山、マレットゴルフ場、そしてキャンプ場、こういったものを一体的に西部地区の活性化含めまして活用していきたいというふうにございますので、第7次総合計画の中で順次整備していくということになるかと思っております。いずれ町内外の皆様が憩いの場として多くの皆さんが来ていただけるような施設にしていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくご指導をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

10番、山崎道夫議員。

○10番(山崎道夫議員) 15ページの今もお話があったのですが、キャンプ場の関係でこの158万何がし、これは赤松の薫蒸を今やっているわけですが、その期間と、それからその後の処理について、まず第1点お聞かせをいただきたいと思います。

それから、今課長から西部地区の活性化と絡めて町内外から多くのキャンプ愛好家を集めて十分に活用できるように第7次総で計画を組んでいきたいという前向きな答弁をいただきましたが、今回の樹木の伐採で先ほども川村議員からございましたが、大変明るくなって、付近の住民からもいわゆる枯れ枝等が落ちない状況で大変いいことだということで私もお聞きしておるわけですが、今後の進め方は先ほどございましたが、当面やっぱり安全で快適に使えるというのは、トイレの改修とか、第7次総を待ってられない状況も当然あるわけです。もちろん商工観光課もそこは十分承知していると思いますが、特にトイレの改修、それから炊事場の改修については、やっぱり7次総前にもしっかりと手当をしていただきたいと。

そこで過去大変インターネット等でも酷評だったわけです、矢巾のキャンプ場を期待して来たけれども、とてもではないけれども、安全な状況で安心して快適に出来ないという、そういう話があって、いろいろ厳しい指摘だなというふうにお聞きをしていた部分もございましたが、そういう中で新しく、新しくといいますか、環境が変わって、申込者も結構いるようございますけれども、過去3年間ぐらいの年間の利用者数と、それから春以降、今現在どの程度利用されているのかわかっているとすれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長(廣田光男議員) 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長(浅沼 仁君) それでは、私からお答えいたします。

赤松の処理につきましては、この後農林課長のほうからご説明いたしますが、今回の予算の158万9,000円につきましては、赤松の部分を除きました伐採したナラであるとか、クリであるとか、カラマツであるとかといったものの処分の費用となります。

それで2点目の西部地区の活性化ということでのキャンプ場の今後のあり方ということであらうかと思いますが、先ほど川村議員さんのほうからもお話がありましたとおり、周りの住民の皆さんからは、動物、小動物やそういったものも出なくなったし、明るくなったということで大変喜んでいらっしゃるということは聞いております。それで今後そういった整備のことにつきまして先ほど7次の計画の中でということでお話し申し上げましたけれども、確かにトイレにつきましては、6次の中でそういった総合計画の中で整備するという

計画でありました。ここら辺につきましては、やはり財政面との兼ね合いもありますので、これにつきましては、やはり内部でまた調整をしながらできるだけ早目に進めてまいりたいと思っております。同じように水道についてもそのようになるべく早目にとということで協議させていただきたいと思っております。また、いろいろそういう厳しいご意見も多方面からありますので、そういったことが指摘されないような施設にしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

利用者数でございますが、済みません、少し時間をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 赤松の関係につきましてお答えいたします。

キャンプ場の部分につきましては、議員ご案内のとおり赤松もあったわけですが、その部分につきましては、国のほうの基金事業で森林加速化事業ということで事業を導入いたします。これはあの場所だけではなく、町一円になりますけれども、その一部としてキャンプ場があるわけですが、そこの部分で実際に松くい虫に罹患した松もございまして、まず最初の部分につきましては、それを伐倒処理した分がございまして、それは樹幹注入等をしまして、今現在は、そこから搬出してあります。そして、今積んであります分につきましては、今回先ほど商工観光課長がお話ししましたとおり、一帯として伐採したわけですが、その部分につきましても樹幹注入した場所ではあったわけですが、赤松が罹患している可能性があるということでまず伐倒したわけですが、今現在実際的に実態、状況確認ということで木片あるいはその分につきまして調査しております。線虫の部分につきまして確認調査しております、その状況に応じて今後の処理方法が決まってくるのかなというふうに思っております。それで先ほども話したとおり、赤松の部分につきましては、現状のまま、そのままちょっと保管した状態の中で方向が決まり次第、処分等に決まるということになっておりました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 済みません、同じページで15ページ、道路工事請負費のことなのですが、先ほど答弁では、西部開拓道路ということだったので、この経費が入っていないと思うのですが、その道路の維持のことでパトロール隊が回っている、

シルバー人材センターに依頼してやっていると思うのですけれども、広宮沢ウエストヒルズの地域なのですけれども、道路の歩道に乗り合わせている車が多いのですけれども、あそこは通学路にもなっていますし、それからお年寄りの方々が散歩コースにもなっているようなので、ああいう駐車とかはどのようにして注意しているのか、そののところをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

いわゆる歩道の駐車という部分だと思いますけれども、基本的にはそれにつきましては、モラルの部分が大きい部分がございますので、特別対処方法というのは現在やっていないのですけれども、必要なものであれば、やっぱり広報等でそういったところについては注意喚起しながら、やっぱりいわゆる学校のところとか、いわゆる歩行用のための施設なものですから、注意喚起するようにうちのほうからもそういう広報を使って、あるいはいろんなホームページ等を使って注意喚起していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 広報に掲載するのもホームページに掲載するのも反対はしませんけれども、目に見えた指導をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいまのご質問にお答えしますが、これはもう特にも今高齢者の皆さん方の事故が非常に多いので、このことについては、もうやはり地元の交番とか警察の、紫波警察署の交通課と一体となって、これは速やかに対応してまいりますので、特にも通学路、高齢者の皆さん方の、やはりそういった交通安全対策は、もう緊急を要するものでございますので、しっかり実態を把握して対応させていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

5番、齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 確認であります。ただいまキャンプ場の木材の実質費用について、松を除く処分ということで聞きましたけれども、これというのは伐採料ではなく、運搬処分まで入った全額ということでしょうか、確認です。

○議長（廣田光男議員） 浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

158万9,000円の内訳でございますけれども、こちらにつきましては、人件費、それから重機、それから改装費、それから特殊伐採の費用、諸経費といったようなものになっておりますので、あそこに切って、あの場所で切って積み上げたまでの経費でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 先ほどの川村よし子議員の関連でございますけれども、直接この補正には関係ないわけでございますが、4区でも先月、実は歩道に駐車をしていた車に自転車がぶつかって、車を損傷したということで自転車の方が全額その補償を求められているということがございます。警察も立ち会っているのだけれども、歩道に置いていたというのはあるけれども、ぶつかった自転車が結局全部払うというようなことになっておりますので、裁判でやればまた長引くので、本人は払うと言っておりますけれども、やっぱり歩道にとめておくこと自体を、紫波警察もわかっております、この件については、一体となって注意をぜひ広報で喚起していただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

先ほど町長答弁したとおり、いずれ関係機関とも連携しながら注意喚起するように町のほうとしても努力してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ございますか。

8番、藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） キャンプ場の件については、いろいろ話が出てはいますが、私もこの前初めて会派でキャンプ場をいろいろ視察しに行ってきたわけなのですが、あれほどひどいとは思っていなかったもので、本当にかっかりした次第だったので、その後、手を加えたということで非常に周りから屋根にもうぼんぼん枝が落ちていたりとか、近くの家、それからあと付近の田畑とか、そういうところに落ちていたりということで、伐採したことに關しては非常に感謝されておりましたので、その際に、やっぱりさっきトイレの話出ましたけれども、ホームページでキャンプ場が矢巾にあるということで行ってみたら、非常に使えないトイレだったということでがっかりして、それもまたブログか何かで書き込

まれたということで悪い印象を非常に与えてしまったということがあったようですので、ぜひさっきも同じことですけれども、7次総の話が出ましたけれども、その前に、やはりそういう解消するような手だて、必要最低限のところは早急にでも手を打っていただきたいなというふうに思います。

それと同時に、トイレの話で、実はこの前議会の懇談会の際に、そのトイレの話で改善センターのほうのトイレも相変わらず旧式のトイレだということで非常に年寄りたち使うのに使いづらいという話がありました。これは、その施設に限らず町の施設全体がそのような状況になっている部分もありますので、もう一回見直しをかけて、トイレの印象というのは、非常に観光客に対しても、あるいはそういう施設を使う人にとっても非常に好印象を与えるというふうに全国的に、あるいは世界的に言われておりますので、ぜひいろんな意味でイメージを失墜している矢巾町ですけれども、ぜひそのところはイメージをよく改善する意味でも早急に手を加えていただきたいなという決意を町長さん、どうでしょう、何か一言いただきたいのですが。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、まさに藤原梅昭議員のご指摘のとおりでございます。それで今町営のいわゆる体育館の改修もそうなのですが、そこでのトイレの改修なんか今議論されておる、もちろんキャンプ場もそのとおりですし、今この水洗トイレ化というのは、学校施設の関係も小中学校もそういう問題も出てきておりますので、私もこの実態をしっかり把握して、そして水洗トイレ化、今何か小学校の子どもさんたちも家では水洗化だけれども、学校に行くときとそうでないと、それで我慢して何かお家に帰られている児童生徒さんたちもいらっしゃるということもお聞きしておりますので、いずれそういうことのないようにしっかり取り組んでまいりたいと、こう考えております。

いずれ今矢巾町としては、いろいろな課題、問題を抱えておるわけでございますが、ただいまご指摘いただいたことについては、一つ一つ前向きに取り組んでまいりたいと、こう考えておりますので、今後ともひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

浅沼商工観光課長。

○商工観光課長（浅沼 仁君） それでは、先ほどの山崎議員さんからのキャンプ場の過去の

利用状況、ことしの利用状況ということでございましたけれども、平成24年になりますが、日帰り、宿泊、日帰りが181件、宿泊が201件、合わせて382件。それから、25年度、日帰りが171件、宿泊が253件、済みません、人ですね、済みません、先ほどから件といいますか、人数です。合わせて424名。それから、26年度ですが、日帰りが185人、宿泊が124人、合わせて309人ということになっております。今年度につきましては、5月からの伐採等で使用禁止ということになっておりましたので、今のところ使用はございませんが、8月には40人ほどのそういったキャンプ、県のキャンプ協会の使用の予定があるというふう聞いております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 先ほど質疑打ち切りしましたので、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。議案第50号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、議案第50号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第10 発議案第14号 いじめ対策調査特別委員会の設置について

○議長（廣田光男議員） 日程第10、発議案第14号 いじめ対策調査特別委員会の設置についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第14号 いじめ対策調査特別委員会の設置について提案理由の説明を申し上げます。

いじめが原因の一つと思われる今月5日の本町中学2年生の自殺問題は、町民初め日本中を深い悲しみと救えなかったという後悔の念で覆い尽くしました。改めてここにご冥福をお祈りいたします。

議会においてもいじめ問題は、前任期中から再三にわたり同僚議員が質問を行ってまいりました。その回答は、いじめは本町においては存在しないというものでありましたが、現実にはいじめに遭っていた可能性があるところでもあります。なぜいじめが起こるのか、私たち議員や地域などを含め、なぜ大人は子どもを守ることができなかつたのかしっかりと検証しなければなりません。

また同時に、どのようにしたらいじめを防止することができるのかみんなで考え、二度とこのような悲劇を繰り返さないように私たちは社会全体で、そして本町議会としてこの教訓を生かさなければなりません。

以上のことからこのいじめ対策調査特別委員会の設置を提案するものであります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認め、討論を終わります。

採決に入ります。発議案第14号 いじめ対策調査特別委員会の設置についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、発議案第14号 いじめ対策調査特別委員会の設置については原案のとおり可決されました。

先ほどの発議案第14号で可決し、設置されたいじめ対策調査特別委員会の招集につきましては、本日7月会議散会后、直ちに全員協議会室にて開催いたしますので、口頭をもって通知いたします。

○議長（廣田光男議員） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって平成27年矢巾町議会定例会7月会議を閉じます。大変ご苦労さまでした。

午前11時33分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員